

北海道告示第10005号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年1月6日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する物件及び入札日時

物件番号	船名	船籍港	種目等	構造等	数量	入札執行日時
1	北王丸	小樽市	汽船	鋼製	国際総トン数 741t 国内総トン数 499t	令和4年3月1日(火) 午後2時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして北海道警察本部から排除要請があった者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

4 現場説明の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月18日（金）午後1時30分
- (2) 場所 稚内市港第1副港岸壁 北海道漁業取締船北王丸

5 入札執行の場所

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎11階1号会議室

6 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前までに道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年2月2日（水）午後5時30分
- (2) 受付場所 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

11 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

12 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。